

栃基協連収第 32 号
令和 4 年 5 月 19 日

日光労働基準協会長 殿

(一社) 栃木県労働基準協会連合会
会長 松下 正直

栃木労働局長から労働災害防止運動への周知依頼と
取組要請について (ご依頼)

令和 3 年の栃木労働局管内の労働災害による死傷者数は 2312 人と大幅に増加したことと、令和 4 年 4 月末現在、同管内の労働災害の発生状況は、前年同期を 22.5%、136 人増加の 749 人となって労働災害の増加に歯止めがかからないことをうけて、本日、建災防等の災防団体と栃木県経営者協会等とともに、当連合会会長あてに、別添写しのとおり、本日付け栃労発基 0519 第 1 号をもって労働災害防止運動の周知依頼と協力要請がありましたので、移達します。

各種会合、会議等において、不安全行動を起こしそうな労働者に近隣の関係者が一声かける「声かけ運動」と、その事業場の特異な安全衛生の課題に応じた対策をプラスして、安全衛生活動をより積極的に展開するよう、周知・指導をしていただきますようお願い申し上げます。

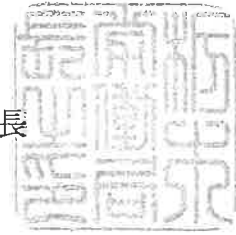


栃労発基 0519 第1号
令和4年5月19日

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会 会長 殿



栃木労働局長



労働災害防止運動の実施について（協力要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より格別な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年における栃木県内の休業4日以上の死傷者数は4年連続で増加し、平成10年以降で最多となる2,312人を数え、19人もの尊い命が失われました。

また、今年に入ってから、4月末現在で、死傷者数は749人と去年同期よりも136人、22.2%増加し、死亡災害では5人もの尊い命が失われており、労働災害の増加に歯止めがかからない事態となっています。

労働災害増加の要因として、転倒や動作の反動（腰痛等）といった、行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）の増加や高齢労働者の災害の増加が考えられます。また、墜落・転落やはさまれ・巻き込まれなどの在来型災害においても、安全の作業手順等を省略するなどの不安全行動に起因した災害が依然として発生しており、これも要因の一つといえます。

このため、当局においては、こうした行動災害の起因となる不安全行動等の“あぶない行動”につながる“あわてる”“あせる”“あなどる”を‘しない・させない’ための「Aない声かけ運動！」に、職場ごとの課題に応じた対策をプラスして効果的に取り組む『Aない声かけ運動！プラス』（以下「本運動」という。）を下記により実施することとしました。

については、貴団体におかれましても、本運動の趣旨を御理解いただき、別添のリーフレットなどを活用して傘下の会員事業場に対して積極的な取組みを周知指導いただきますよう要請いたします。

記

1 実施期間

本 期 間：令和4年6月1日から令和5年3月31日まで
（準備期間：令和4年5月9日から令和4年5月31日まで）

2 キャッチフレーズ

“あわてず あせらず あなどらず”

3 実施事項等

別添の実施要綱及びリーフレットのとおり

『Aない声かけ運動！プラス』実施要綱

栃木労働局

1 趣旨

栃木県における令和3年の休業4日以上労働災害は2,312人（前年より315人、15.8%増）と急増し、4年連続で増加しました。労働災害は平成21年の1,722人を底に下げ止まりの状況が続いておりますが、2,000人を超えたのは平成20年（2,035人）以来で、平成10年（2,260人）の水準となりました。

労働災害の減少が停滞している要因として、転倒や動作の反動（腰痛等）といった、行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）の増加や高齢労働者の災害の増加が考えられます。また、墜落・転落やはさまれ・巻き込まれなどの在来型災害においても、機械や設備といった働く環境における危険を取り除く取組が進む一方で、安全の作業手順等を省略するなどの不安全行動に起因した災害も依然として発生しており、これも要因の一つといえます。

このため、労働災害を減らすためには行動災害を減らしていく必要がありますが、行動災害の起因となる行動（以下「あぶない行動」という。）は、集中力を欠いた作業による間違った動作や手順をとっさに直そうと手を出すなどの“あわてる”動作、気持ちや時間に余裕がないなどによって生じる“あせる”気持ち、このくらいなら事故にならないだろうなどの安全ルールや労働災害を軽く考える“あなどる”意識が原因といえます。

そこで、栃木労働局においては、栃木県内で働く一人一人が安全意識をより一層高め、頭文字が「A（あ）」で始まる“あわてる”“あせる”“あなどる”“あぶない行動”を‘しない・させない’ための「Aない声かけ運動！」に、職場ごとの課題に応じた対策をプラスして効果的に取り組む『Aない声かけ運動！プラス』を実施することとしました。

2 実施期間

本期間 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

（準備期間 令和4年5月9日から令和4年5月31日まで）

3 キャッチフレーズ

“あわてず あせらず あなどらず”

4 実施事項

＜準備期間中の実施事項＞

- 本運動を積極的に実施する旨の方針を表明する。
- 事業場や職場などの単位で課題を決める。
- 「声掛け運動」に積極的に取り組むことができるよう必要な環境整備を行う。

＜本期間中の実施事項＞

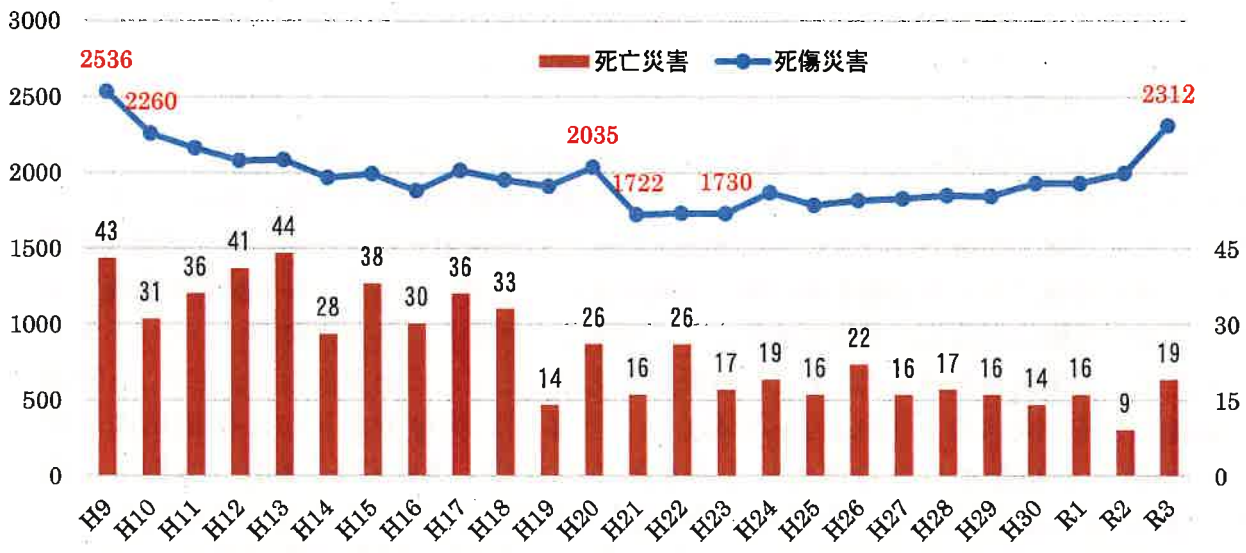
- 働く一人一人が同僚等の安全を気遣うという意識で積極的に声をかけあう。
- 職場パトロール等の機会を活用して、「声かけ」の取組状況を確認して必要な助言指導を行う。作業員が声をかけあい、安全行動に取り組んでいることを確認したときには、「褒める」、「労をねぎらう」などの声かけを積極的に行う。

＜声かけのタイミング＞

- 作業が不慣れなため戸惑いながら作業を行っているとき
- 作業手順を守らずに作業を行っているとき
- 一点に集中し、まわりを見ずに行動しているとき
- 注意力が散漫になっているとき
- 忙しさのあまり、あわてて（焦って）作業を行っているとき

【労働災害発生状況】

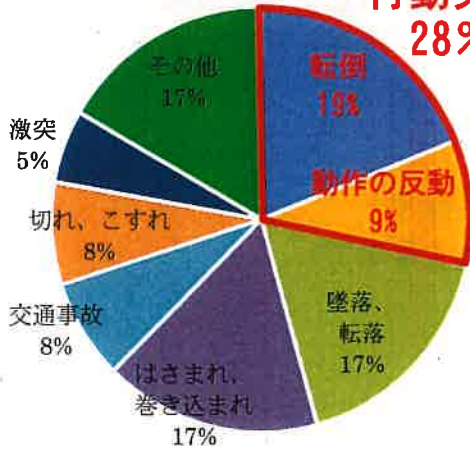
栃木県における労働災害の推移（過去25年）



事故の型別労働災害発生状況（10年前との比較）

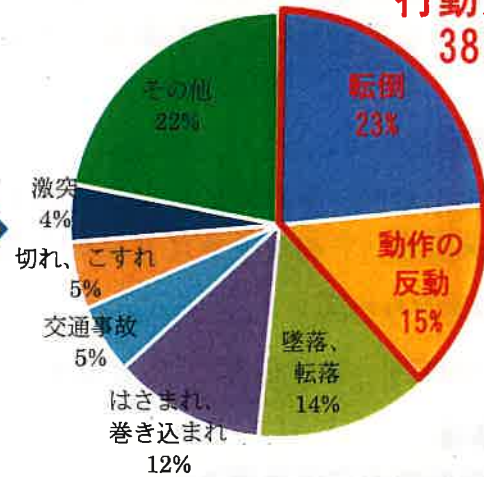
平成23年

行動災害
28%



令和3年

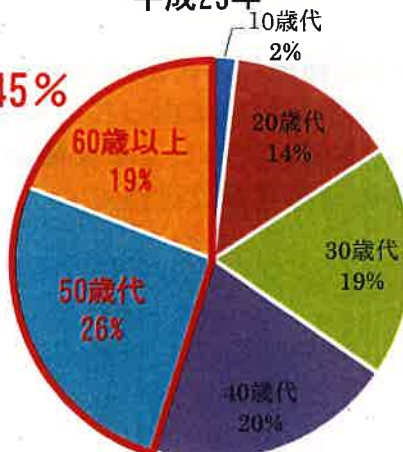
行動災害
38%



年齢別労働災害発生状況（10年前との比較）

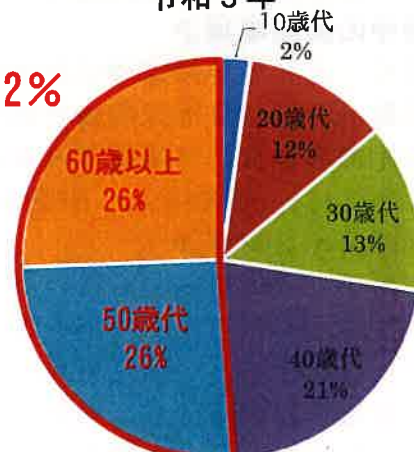
平成23年

45%



令和3年

52%



A ない声かけ運動！プラス

令和4年6月1日～令和5年3月31日

(準備期間 令和4年5月9日～令和4年5月31日)

栃木県における休業4日以上労働災害が急増しています。

令和3年は2,312人(前年より315人、15.8%増)と、4年連続で増加しました。2,000人を超えたのは平成20年(2,035人)以来で、平成10年(2260人)の水準です。

労働災害は平成21年の1,722人を底に下げ止まりの状況が続いておりますが、その要因として、転倒や動作の反動(腰痛等)といった、行動に起因する災害(行動災害)の増加などが考えられます。

そして、行動災害の起因となる“あぶない行動”は、

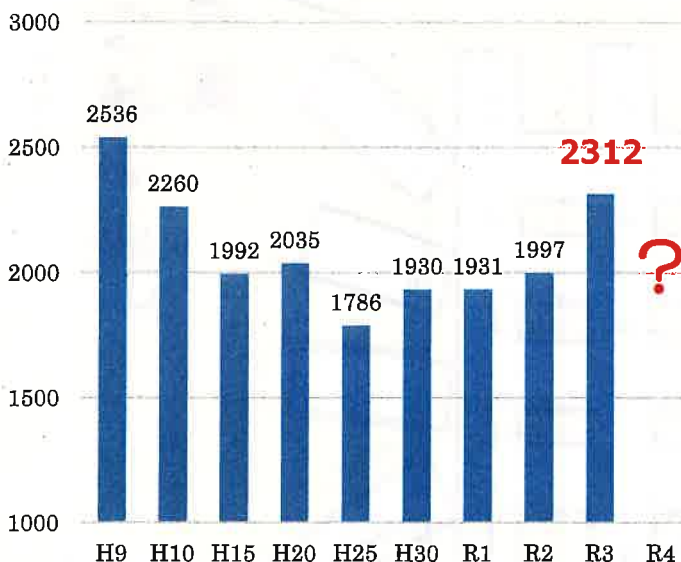
- 集中力を欠いた作業に起因する間違っ動作や手順を咄嗟に修正するなどの“あわてる”動作
- 気持ちや時間に余裕がないなどによって生じる“あせる”気持ち
- これくらいのことなら事故にならないだろうなどの安全ルールや労働災害を軽く考える“あなどる”意識

が原因となります。

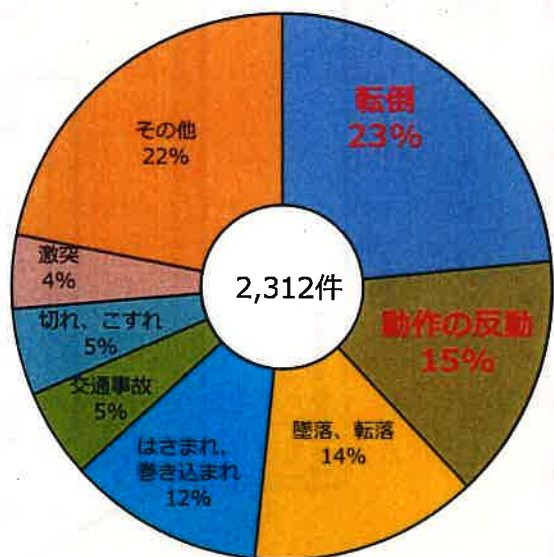
“あぶない行動”を「しない・させない」ため、職場内で声をかけ合って、“あわてる”“あせる”“あなどる”を「しない・させない」に取り組み、労働災害防止に取り組みましょう。

また、取り組みに当たっては、事業場等における課題に応じた対策をプラスして効果的に取り組みましょう。

労働災害の推移



令和3年 事故の型別労働災害発生状況



栃木労働局・労働基準監督署

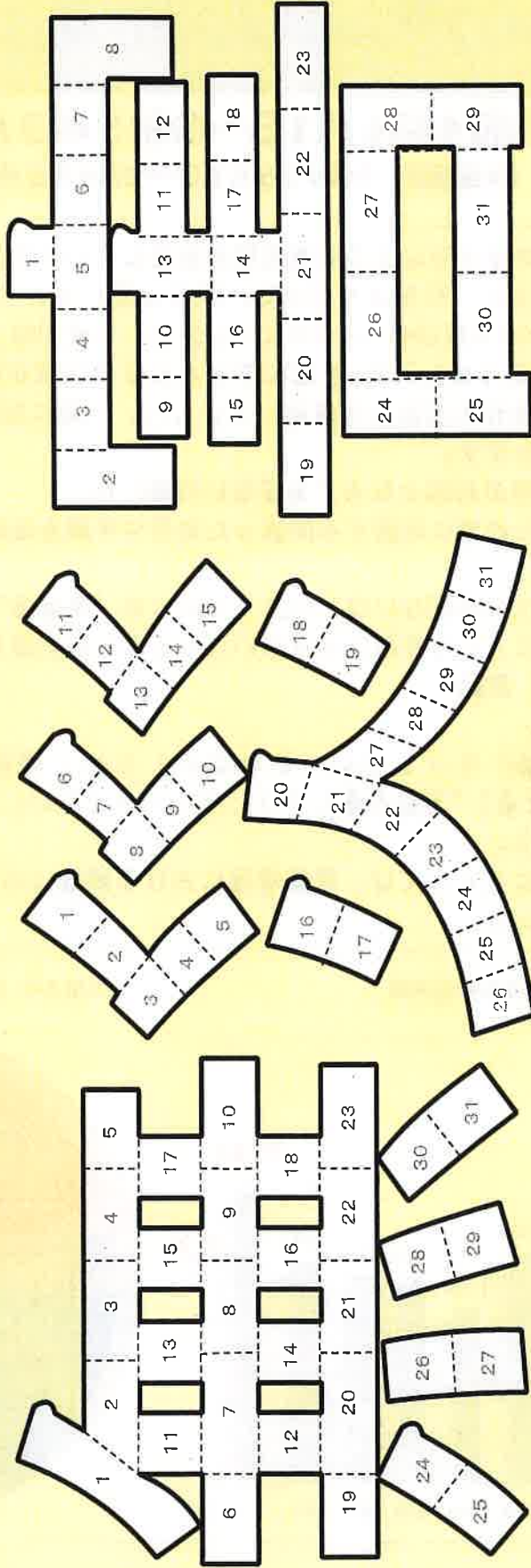


『Aない声かけ運動！プラス』実施中！

～ 合言葉は“あわてず”“あせらず”“あなどらず”～

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

【今期の重点対策】



声かけに取り組みよう！
「あぶない行動」ゼロを目指して！

【職場名】